

議案第65号

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する
条例制定の件

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例
予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年鹿児島県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第173条の5第1項」を「第173条の6第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。